

## 第三者評価結果（児童相談所・一時保護所）

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

運営主体：名古屋市中央児童相談所	種別：児童相談所・一時保護所	
事業所名：名古屋市中央児童相談所付設一時保護所		
代表者氏名：中央児童相談所長 加藤 秀一	定員（利用人数）：25名（25名）	
所在地：愛知県名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地		
TEL：052-757-6111	FAX：052-757-6122	
E-mail：		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：1956年11月		
職員数	常勤職員：16名	非常勤職員：12名
専門職員（資格者数）	（児童指導員）7名	（保育士）8名
	（学習指導員/教員OB）2名	（心理士）2名
	（看護師）1名	
施設・設備の概要	（居室数）11室	
	（設備等）職員室、面接室、 浴室、トイレ、学習室、保健室	食堂、室内運動場、屋外運動場 幼児遊戯室

### ③理念・基本方針

#### ★理念

一時保護所は、子どもにとっては24時間生活の場であるが、単にそれだけではなく、その機能から、行動観察、しつけ、教育的要素等を含んだ場であるということが出来る。以下の3つを基本的援助理念として心がける。

#### (1) 情緒の安定及び健康な心身の維持増進

子どもは危機的状況の中で一時保護されるので、その目的にかかわらず子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図るよう留意する。

#### (2) 社会性の養成

一時保護所における生活は、子どもにとって、退所後の生活への適応を図るための重なる経験や学習の場でもある。次のような社会性を養成するようにする。

- ・ あいさつ、言葉遣い、思いやりの心、基本的マナー、協調性、けじめ
- ・ 物を大切に作る心、整理整頓の習慣、責任感の増大、自己表現力の向上、自主性の養成
- ・ 自己尊重感や自己肯定感の高揚

### (3)子どもの発達段階や状況に応じた生活援助

一時保護所に保護されている子どもは、年齢は未就学児童から思春期まで、その背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々である。児童養護施設、知的障害児施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等、様々な施設が対象となる子どもや、不安残留の子どもや性的加害児や被害児等も一時保護されている。

一時保護所とは、このような子どもが同一の狭い空間の中で集団で生活をする場所である。そして毎日のように入退所があり、子どもの安全確保のために、子どもは自由に外に出ることができない閉鎖された環境で、家族や親しい友だちから引き離された不安定な気持ちを抱えて集団生活をしている。そのために、子どもは寂しさや不安などから、情緒的に不安定になり、それを怒りとして表現したり、それが身体症状や精神症状として出てくる場合がある。

一時保護されている子どもには、一人ひとりの発達段階や状況に応じた適切な援助を確保することが重要である。性被害を受けた子どもには個室を提供し、同性の職員ができるだけ、そばにできるようにする等、生活空間の居心地を向上させるように配慮する。

#### ★基本方針

一時保護を行う必要がある場合と一時保護所の役割は、おおむね次のとおりである。

##### 1. 緊急保護

(1) 棄児、迷子、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合（養護）

(2) 虐待、放任等の理由により、その子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待）

(3) 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体及び財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合（非行）

(4) 一定の重大事件に係る触法少年と考えられること等のため、警察から児童福祉法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

##### 2. 行動観察

適切かつ具体的な援助方針を定めるために、一時保護による行動観察、生活指導等を行う必要がある場合（育成）

##### 3. 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不适当であると判断される場合

### ④施設・事業所の特徴的な取組

一時保護所の役割である緊急保護、行動観察、短期入所指導を職員が理解してそれぞれの職種が連携を取り、児童の支援に当たっている。また、相談援助、判定援助、障害・医療チーム等と適宜連携を取り、チームで対応することを大切にしている。

子どもの権利擁護について、意見表明等支援、子ども会議、意見箱、なかよし委員会（中央児童相談所での安全委員会方式に類じた取り組み）等を行っている。

児童福祉法の改正に伴い、一時保護所内でのルールの見直しを行っている。基本的に子どもに説明できない、整合性のないルールは見直しの対象とし、マニュアルの改正を行っている。

子ども達が保護所でいかに安心して過ごすことができるかをケース検討や保護所の余暇の充実などを通して取り組んでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年6月1日（契約日）～ 令和8年3月31日（評価確定日） 【 令和7年11月21日（訪問調査日） 】
受審回数 （前回の受審時期）	1回（令和4年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆こどもを尊重した対応とこどもらしい生活の保障

職員は、こども本人が自分の人生であることを意識して、自己決定ができるように支援している。また、こどもの良いところに着目し、肯定的に対応している。一時保護所の特性上、不特定多数のこどもの出入りがある中ではあるが、こどもがこどもらしく生活できるよう、レクリエーションや各種行事が行われ、こどもの心身の健全な発達が保証されるよう取り組んでいる。また、こどもの安全を十分に確保した上で、近隣の公園や店舗を利用した施設外での活動が設定されており、こどもがリフレッシュできるように配慮している。権利擁護や性教育に関する取組みもあり、単に保護するのみではなく、一時保護中であってもこどもの成長が促されるように支援している。

◆優れた職員連携

一時保護所の職員相互に良好な関係を持ち、優れたチーム連携の下で支援にあたっている。職員間での一歩踏み込んだ声の掛け合いや助け合いがあり、経験測だけでなく根拠のある指導や助言が職種を超えて行われている。職員の良好な関係が優れた職員連携を生み、こどものエンパワメントにつながる養育・支援にも反映されている。

◆質の向上を目指した取組み

第三者評価の評価基準に沿って毎年自己評価を実施し、課題となった項目を改善につなげていく流れがある。自己評価から感じた点について、スーパーバイザーから書面で助言を受け、自己評価による改善策を明文化している。自己評価についてスーパーバイザーから文書で丁寧な助言を受けていることは、質を高める上で高く評価できる取組みである。また、職員の頑張りを認めて意欲を高める取組みとしても評価できる。

◇改善が求められる点

◆施設環境の整備

職員は高い意識を持ってこどもの養育にあたっているが、施設環境の課題から、個室が確保できないことや、入浴時間が適切ではないこと等の問題が散見される。さらに、男女の棟も隣り合わせとなっており、様々なリスクを抱えている。施設環境整備のためには市の理解が必要であるため、関係部局と連携して継続的な働きかけをしていくことを期待する。

◆必要かつ適切な職員体制の整備

職員の自己評価では、慢性的な職員不足による悪循環が、こどもの生活に悪影響を与えることを懸念する声がある。例示すれば、職員の業務負担に偏りが出ていることや、こどもへの個別対応が十分でないこと等が挙げられる。各職種の役割、権限、責任が明確であっても、役割を実行できていない実情がある。こどもの最善の利益となる支援を提供するために、一時保護施設にとって必要かつ適切な職員体制を整備するための取組みに期待したい。

◆業務効率化の取組み

一時保護所では、パソコン台数の不足により、職員の業務効率の低下が生じている。「1人1台端末」は、現代においては、業務の効率化と情報共有、デジタルスキル向上のために不可欠な投資とされている。パソコン増設にあたっては、活用方法や運用の仕組みを検討し、教育効果や業務成果を上げるための目的を明確にして取り組むことが望ましい。また、共有フォルダの有効活用により、効率的な情報共有が実現することを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

総評で高い評価を頂いた点については今後も継続して実施していきたいと考えている。特に子どもの意見表明の保障については力を入れていきたい。一時保護所の性質上行動が制限されることがでてくるが、子ども達の意見をできるだけ取り入れて保護所の生活が充実するようにしていきたいと考える。

改善が求められる点については一時保護所のみで解決できることは少ないため、関係各部署との調整が必要である。特に学童児の個室整備については子ども達が安心できる空間を維持するために喫緊の課題と認識している。子ども達の安心安全のために引き続き名古屋市の課題として取り組んでいきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載。

# 第三者評価結果

※すべての評価細目（67項目）について、判断基準（s・a・b・cの4段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

## I こども本位の支援

I-1 一時保護施設の理念・基本方針		第三者評価	
I-1-①	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか。	相1	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもの安全を確保し適切な保護を図ること、また、危機的状況に置かれたこどもの心身の状況や環境等を把握するなど、一時保護の目的を踏まえた理念・基本方針を掲げている。職員には、年度初めの会議で資料を配付して周知と確認を行っている。更なる取組みとして、事業計画等で理念を意識するような目標を設定して徹底や浸透を図る等について検討されたい。</p>			
I-1-②	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持つ養育・支援を行っているか。	相2	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護中の判断は、こどもの最善の利益を考慮して行っている。こどものアンケートの回答から、友達ができたとやおしゃべりができること、職員に何でも話せて信頼しているなど、「人との関わりの中で安心して生活を送れている」ことが読み取れる。建物の構造など、やむを得ない事柄を除いては、こども一人ひとりの権利を守り心と身体が落ち着く生活環境となるように努めている。</p>			
I-1-③	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか。	相3	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員それぞれが数名のこどもを担当して、個別対応を行っている。定期的に事例検討会を実施し、心的外傷に関する知識と理解をもってこどもと関わり、本人に必要な配慮について検討し実践している。また、行動の背景にあるこどもの心の傷を察知し、安全かつ安心な生活から回復するための支援を個別にアプローチしている。職員全員が同様の理解と対応をするために、研修や協議をさらに充実させる必要があると考えている。</p>			
I-1-④	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか。	相4	s
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>担当職員は、こどもの気持ちに寄り添った話を聞いて励ましている。また、こども本人が自分の人生であること意識して、自己決定ができるように支援している。一時保護所から他施設に移る際などには、先の不安を軽減するような心配りや配慮を行っている。以前は、こどもの試行動や依存に対して担当職員を伝えていなかったが、根底にある見捨てられ不安や自己肯定感の低さを含めて個別支援を徹底させるために改善している。</p>			
I-1-⑤	個別支援を適切に行っているか。	相5	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>第三者評価のこどもへのアンケートの回答によれば、一時保護所の生活で大きな不公平感や対応の違いを感じていないことがうかがえる。一方で、生活環境などについての不満や要望については、一時保護所からの説明等がこどもに通じていない部分が見受けられる。理解度が様々であるこどもに対して、納得するまでわかりやすく説明を行うこと、また、一律的な説明や対応にならないための工夫が望まれる。</p>			
I-2 こどもの権利・こどもの意向の尊重		第三者評価	
I-2-①	こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか。	相6	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>初面接の段階で、相談課から「子どもの権利」について本人に説明している。また、市の子どもの権利相談室「なごもっか」や外部機関のアドボケート利用の際に説明を受けている。しかし、入所児童の4割は「説明がわからなかった」などの理由で理解ができていない。現在、市福祉課で権利ノートの改訂を進めている段階で、今後、こどもの4つの権利など基本的部分の説明資料として、一時保護所で活用し理解促進につなげていく考えを示している。</p>			

I-2-② こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか。	相7	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護所職員との個別面談を定期的を実施し、意見箱やこどもアドボケイト、なかよし委員会(安全委員会)、月1回の子ども会議など、こどもが意見を述べる機会がある。子ども会議では、給食メニューの希望や玩具、本、レクリエーションについて話し合っている。こどもの希望を児童福祉司や児童心理司に伝えて面談の実施等をサポートしている。こどもの意見や要望を漏れなく管理し、関係職員全体で周知共有する仕組みの改善を今後の課題としている。</p>		
I-2-③ こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか。	相8	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中央児童相談所独自で数年前から実施していた「意見表明事業」は、昨年度10月より名古屋市の事業として実施している。一時保護所では意見表明権の意図や仕組みを理解して実施している。ただし、発達障害など特性のあるこどもの個別支援を徹底するうえで、こどもアドボケイトの活用によるメリットと課題については専門的な意見を交えて職員全体で理解を深めることが望まれる。</p>		
I-2-④ 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか。	相9	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護開始の際には、担当児童福祉司が保護の理由や目的を説明し、異議がないかなどを含めて確認している。また、一時保護所の生活については、保護所職員が面接時に丁寧に説明している。こどものアンケートの回答により、ほぼ全員が実際に説明を受けていると回答している。こどもへの対応を適切に行うために、保護開始の理由や目的の動機づけについては保護所職員に情報を提供し、内容を共有することが求められる。</p>		
I-2-⑤ 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか。	相10	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護期間中に今の状況や今後の見通しを伝えることは、こどもの権利擁護の観点から定期的に説明することが求められている。しかし、実際には、入所児童の半数以上が説明を受けていないと回答している。ケースによって説明できない状況等がある事はやむを得ないこととして、保護所職員ができる範囲でフォローしている。特に、保護期間が長期化しているこどもには、先が見えない不安に寄添う言葉がけを行っている。</p>		
I-2-⑥ 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか。	相11	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護解除については児童福祉司主導であるが、児童心理司と保護所を含めて協議している。協議の際には、こどもの思いや意向を含めて、保護所としての意見をきちんと伝えている。保護解除時には、子どもが先の見通しが持てるよう、解除を伝える時期に配慮するなど最後まで丁寧なケアに努めている。家庭復帰の場合と里親・施設に措置となる場合それぞれについて、留意すべき点等を関係者間で共有し連携して本人が納得できるように対応している。</p>		
I-2-⑦ こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行われているか。	相12	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護所では、こどもの要望に応じて、同性対応や個室での聞き取りを行っている。聞き取りの際には威圧的にならないように、安心できる雰囲気づくりに努めている。また、こどもの自己決定を促し尊重する姿勢で関わるように心がけている。こどもからの話について、保護所職員で共有すること、また、必要がある話は児童福祉司や児童心理司等にも伝えることを本人に説明して同意を得ている。</p>		
I-2-⑧ こどもの援助指針(援助方針)等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか。	相13	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こども一人ひとりの援助方針は各種診断や判定のプロセスを経て、援助方針会議を通して決定している。児童福祉司が示した援助方針にはこどもの意見や意向を反映させているが、方針が本人の意向等と異なる場合には、理解できるようにわかりやすく説明している。全体的な都合で委託一時保護されるこどもの意見や意向は、反映されにくいため保護所で代弁していく必要があると考えている。</p>		
I-2-⑨ 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか。	相14	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもの意見や要望への対応は、係会議で検討して決めている。こどもへのフィードバックは速やかに行っているが、検討事項により時間を要する場合がある。意見等を発信したこどもの気持ちを尊重し、進捗や経過を伝えているが本人が退所後に決定する場合もある。保護期間中に実施するアンケートの回答を個別対応につなげ、保護所の生活や職員の対応など質の向上に役立っている。</p>		

I-3 一時保護施設における権利制限		第三者評価
I-3-① 通信、面会等に関する制限は適切か。	相15	a
<p>&lt;コメント&gt; 一時保護中の保護者との通信や面会に関しては、こどもの安全の確保が最優先となるよう、相談課と連携しながら慎重に実施している。同敷地内にある相談課とは一体的な協力体制にあり、適宜情報共有を行いながら、こどもや保護者の支援に取り組んでいる。</p>		
I-3-② 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか。	相16	b
<p>&lt;コメント&gt; 昨年度より、生活上のルールを見直すために、新任からベテランまで広く職員の意見を聞き、改善のために取り組んでいる。子ども会議の実施により、こどもの意見を吸い上げる仕組みを整備しているが、こどもから出た意見について検討する場が設けられていないため、その体制を整備することが望まれる。</p>		
I-3-③ 個別対応は適切に行っているか。	相17	a
<p>&lt;コメント&gt; 問題行動等により、こどもを個別対応する必要がある時には、その理由や目的・見通し等を丁寧に説明し、できる限りこどもが納得した状態で実施している。職員により対応に差が生じないように、マニュアルを整備しており、標準化された個別対応が行われている。</p>		
I-3-④ 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか。	相18	a
<p>&lt;コメント&gt; こどもの情緒の安定を目的に、今年度から私物の持ち込みができるように取り組んでいる。また、紛失や破損が起これないように、管理方法についても工夫している。こどもの安全確保の観点から、現状としてスマートフォンの持ち込みは難しいものの、職員は検討の余地を探りながら取組みを進めている。</p>		
I-4 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止		第三者評価
I-4-① 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか。	相19	b
<p>&lt;コメント&gt; 被措置児童等虐待防止のために、組織として高い意識を持って取り組んでいるが、こどもへの説明内容は職員の力量に頼る部分が多く、職員研修の場も十分ではない。こどもへの説明内容が標準化されるようマニュアルを策定し、内部研修の実施や外部研修への参加についても充実させていくことが望まれる。</p>		
I-4-② こども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか。	相20	S
<p>&lt;コメント&gt; こども同士による暴力等の権利侵害防止を目的に、保護所内部に「なかよし委員会」という委員会を設置し、委員会が中心となって、こどもが自他の権利について考えられるよう取り組まれている。また、外部機関を活用した権利教育も定期的に行われており、権利侵害防止の取組が積極的に行われている。</p>		
I-4-③ 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか。	相21	a
<p>&lt;コメント&gt; 国籍による文化や習慣、思想や信教の自由の保障については、適切な対応がされ、食事面での配慮も行われている。また、言語の違いによる意思疎通の困難さを解消するために、翻訳機を常備する等の工夫もあり、適宜活用している。</p>		

I-4-④ 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか。	相22	b
<p>&lt;コメント&gt; 建物の構造上の問題から、入所する全てのこどもを個室化することが困難であり、現状の集団生活の中において、多様な性的思考やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をすることが難しい面が多々見られる。個室化等が可能となるよう、行政への働きかけの継続が望まれる。</p>		

## II 一時保護施設的环境・運営体制

II-1 一時保護施設的环境		第三者評価
II-1-① 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか。	相23	C
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどものプライバシーに配慮した居室空間、ユニットの整備、個室の提供など、求められている居室環境の提供は設備構造上の制約があり困難である。職員は、個室対応が必要なこどもに部屋を提供することはやむを得ないことと理解しているが、居室環境を守れないこどもが疲労し、心身の不安定さなどを引き起こす要因となることを懸念している。個別支援の本質を守るためには、抜本的な改修等が必要である。</p>		
II-1-② 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか。	相24	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護所全体で、こどもにとって最適な生活環境整備を含めた個別支援を心がけている。こどもへのアンケートでは、自由時間や午後の活動、食事は楽しいとの回答で、生活の内容に大きな不満は見られない。一方で、嫌なこと、困っていることでは、暴言や言葉遣いなどがある。社会的にハラスメントが問題視されているため、共同生活で五感(視、聴、嗅、味、触)を刺激する行為について、配慮が必要なことなど再確認することが望まれる。</p>		
II-2 職員体制・職場環境		第三者評価
II-2-① 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか。	相25	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護所の管理者は、現場と相談課をつなぎ、現場を総括する立場にある。施設長(管理者)と主任(指導教育担当職員)は着任して間もないため、保護所の管理運営や現場の状況、また、相談課や関係機関との連携など含めて全体像を把握し今後を見通している段階である。これまでより職員の研修参加の機会や相談課とのケース協議の場が増えていくことから、管理者と指導教育担当職員としての役割を履行していることがうかがえる。</p>		
II-2-② 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか。	相26	C
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>若手職員は多いが経験年数の多い職員や心理職員が手薄なため、基準は満たしていても職員の充足感が得られていない。職員の自己評価では、継続的な人員不足による悪循環がこどもの生活に悪影響を与えることを懸念する声がある。実際に、職員の負担に差が出ていること、こどもへの個別対応が十分にできないことがある。適切な職員体制について、今後の取組みを期待する。</p>		
II-2-③ 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか。	相27	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>夜間帯に3人の職員配置があり、こどもの行動観察や支援ができる体制を整備している。しかし、その日のこどもたちの様子次第では、職員の対応が行き届かないことがある。また、夜間帯に一時保護所への入所を拒むこどもの対応に追われる場合についても同様である。相談課が対応できない時間帯に対応する職員配置について必要性を感じており、改善の余地を残している。</p>		
II-2-④ 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか。	相28	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長(管理者)交代により、今年度は研修への参加機会が増えている。しかし、勤務体制等により職員全員が十分に参加できる状態には至っていない。こどもにとって、職員はみな同じ存在で「自分を支えてくれるひと」である。職員の役職や経験年数などではなく、こどもに関わる職員全員が基本的な知識と同等のスキルを持って関わるように努めている。今後、会計年度職員が研修に参加できる体制整備について検討する考えを示している。</p>		
II-2-⑤ 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか。	相29	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護所では良好な職員関係を長年維持している。若手職員に対する指導教育やフォロー、職種を超えた協力などがあり、働きやすい職場環境につながっている。一方で、心理職員含めて欠員状態が続いており、定員超過状態になることで職員が不足し安全性に疑問を呈す職員もいる。今後、適切な業務量で休憩時間を確保できる職員体制が構築されることに期待する。</p>		

II-3 情報共有・関係者間連携		第三者評価
II-3-① 一時保護施設全体がチームとして運営できているか。	相30	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定期的に係会議を実施し、職員全体で情報の周知共有に努めている。引継ぎ時間を十分に設けているが、共有すべき情報が漏れていたり引継ぎ時間が長くなることがある。必要な記録等をすぐに確認できるように、引継ぎ関連のファイルは手に取りやすい場所に設置している。スムーズな職員連携のために、職員それぞれの工夫や協力がありチームとしてこどもに関わっていることがうかがえる。</p>		
II-3-② 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか。	相31	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童福祉司・児童心理司、一時保護所職員との三者協議の実施頻度は増しているが、三者間の連携システムが確立していないため、職員によって実施の有無や回数に違いが生じている。また、緊急対応時以外のケースについて、保護所に情報が伝わっていないことがある。今後、保護所としての見立てがケースワークにさらに反映されていくことを期待する。</p>		
II-3-③ 情報管理を適切に行っているか。	相32	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人情報の管理は、ダブルチェックを実施して厳重に行っている。廃棄書類の処理などの規定があり、会議での周知や注意喚起も行っている。児童心理司が記録等を預かる際の管理が曖昧な点については、相互連携を強化することで改善することを期待する。同じ記録を複数箇所に残すことは、業務効率の低下、データの不整合、トラブル・リスクを招くため、内容を精査し適切な管理について検討されたい。</p>		
II-3-④ ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか。	相33	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護所では、パソコン台数が不足しているため、職員が必要なタイミングで使用できない場合がある。「1人1台端末」は、現代においては、業務の効率化と共有、デジタルスキル向上のために不可欠な投資とされている。活用方法や運用の仕組みを検討し、教育効果や業務成果を上げるための目的を明確にして活用することが望まれる。共有フォルダの有効活用により、効率的な情報共有が実現することを期待する。</p>		
II-4 関係機関との連携		第三者評価
II-4-① 医療機関と適切に連携しているか。	相34	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>相談課に医師の配置があり、建物内の療養センター看護師とも連携している。医師は常勤の児童精神科医で、必要な場面での診察や相談ができる。また、一時保護所の安全委員会に医師が参加しているため、こどもの様子をすぐに伝えることができる。医師、看護師と連携できていることは、こどもにとって安心できる体制である。</p>		
II-4-② 警察等と適切に連携しているか。	相35	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>警察官の専門知識と相談課との連携を目的として、数年前から警察官が相談課に外向している。常勤の警察官が配置されているが、保護所との関連は薄いため幅広い連携方法について検討する必要があると感じている。こどもの無断外出などによる警察署への捜索依頼は保護所で行っている。</p>		

### Ⅲ 一時保護施設における支援

Ⅲ-1 一時保護施設の運営		第三者評価
Ⅲ-1-① 緊急保護を適切に行っているか。	相36	b
<コメント> 緊急一時保護に関しては、居室が確保できる限り昼夜問わず受け入れ、受け入れ時のマニュアルも整備されている。一時保護所の設備面による問題から、やむを得ず相部屋を強いる等の課題があるため、行政への働きかけにより、改善されることが望まれる。		
Ⅲ-1-② 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか。	相37	b
<コメント> 一時保護期間中であっても、規則正しい日課が用意されており、家庭に戻った際に適切な生活が送れるよう支援が行われている。全ての子どもを個室とすることが難しい環境にあり、面談室等を活用して子どもが一人になれるようにする等の配慮が見られるが、全体的な部屋数が少ないため十分に対応できていない現状である。		
Ⅲ-1-③ レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか。	相38	s
<コメント> 一時保護所という環境にありながら、近隣の公園への外出や買い物の機会が設けられており、子どもがこどもらしく生活し、リフレッシュできるよう配慮された支援が行われている。また、夏祭りや運動会、クリスマス会等の季節のイベントも充実しており、子どもが楽しみを感じながら生活できるように取り組んでいる。		
Ⅲ-1-④ 食事を適切に提供しているか。	相39	b
<コメント> 食事は温冷庫を使用して提供することにより、適温で配膳されるよう配慮している。また、子どもからの意見を取り入れたリクエストメニューの提供もあり、子どもが食事を楽しめるように工夫している。大きな集団で食事をとらざるを得ない状況にあるため、小単位の落ち着いた雰囲気の中で食事をとることができるよう、環境の整備や工夫をすることが望まれる。		
Ⅲ-1-⑤ こどもの入浴は適切か。	相40	b
<コメント> 中高生は一人ずつの入浴となっており、年齢に配慮した入浴方法がとられている。一時保護所内には男女それぞれ一つずつの浴室しかないため、全ての子どもに対応するには午前中からの入浴とせざるを得ない現状である。行政への働きかけにより、ユニットバスを増やす等の整備が望まれる。		
Ⅲ-1-⑥ こどもの衣服を適切に提供しているか。	相41	a
<コメント> こどもの衣服は、衣類庫で管理された清潔なものを提供しており、子どもに好みがあれば選択できるように取り組んでいる。また、一定のルール範囲内での私服の持ち込みも可能となっており、こどもの表現の自由の保障や情緒の安定が図られている。		
Ⅲ-1-⑦ こどもの睡眠は適切か。	相42	b
<コメント> 子どもが十分に睡眠をとることができるよう日課が組まれているが、職員の勤務体制の都合に合わせてこどもの就寝時間が決まっている現状である。日課の変更や勤務体制の工夫により、年齢に見合った就寝時間を設定することが望まれる。		

Ⅲ-1-⑧	こどもの健康管理を適切に行っているか。	相43	a
<p>&lt;コメント&gt;  こどもの健康に関しては、一時保護開始時に健康診断の実施があり、診断の結果を元に適切に管理している。また、医療受診の必要があれば、適宜通院し、日常についても検温や爪切りをこまめにする等、こどもの健康状態を把握した上での支援が行われている。</p>			
Ⅲ-1-⑨	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか。	相44	a
<p>&lt;コメント&gt;  一時保護所内に学習室が整備されており、人員不足の中においても学習指導員や教員OBを活用した学習を受ける体制を整えている。また、高校生であればテスト期間中に学校へ登校できるようにする、小・中学生であれば学校の行事に参加できるようにする等の配慮があり、在学校と連携した支援も行われている。</p>			
Ⅲ-1-⑩	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか。	相45	a
<p>&lt;コメント&gt;  無断外出の予防策として、各居室にセンサーを設置して未然に防ぐ対策を取っている。また、無断外出が起きた際のマニュアルが策定されており、マニュアルに沿って相談課や警察等の関係機関と連携して対応している。無断外出後の対応については、一方的な指導ではなく、こどもの気持ちを汲む形での聞き取りを行っている。</p>			
Ⅲ-1-⑪	未就学児に対して適切な保育を行っているか。	相46	a
<p>&lt;コメント&gt;  未就学児への保育として、室内での制作活動を始め、一時保護所内の体育館で身体を動かして遊ぶ活動も用意されており、こどもが健全に生活できるように取り組んでいる。また、こどもの安全に配慮した上で、近隣の公園等へ出かける活動もあり、年齢に則した適切な保育が行われている。</p>			
<b>Ⅲ-2 アセスメント・支援方針</b>			第三者評価
Ⅲ-2-①	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか。	相47	a
<p>&lt;コメント&gt;  ネットワークシステムの導入により相談課と情報を共有しており、双方ともに必要な情報が随時見られるよう整備されている。また、同敷地内に相談課がある強みを活かし、適宜対面による、情報・意見交換や協議の場が設けられている。</p>			
Ⅲ-2-②	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか。	相48	b
<p>&lt;コメント&gt;  一時保護中のこどもの様子については、日々の生活場面から、ネットワークシステムを活用したデータとして、丁寧に記録として残している。集団拒否や、集団の中において、こどもの負の部分が目立ってしまう傾向にあるため、こどもの強みに着目するストレングス視点を持って行動観察をすることが望まれる。</p>			
Ⅲ-2-③	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか。	相49	b
<p>&lt;コメント&gt;  日々の観察や記録をもとに、相談課との観察会議が開催されており、必要に応じて会議以外でも児童福祉司や児童心理司との口頭でのやりとりを行っている。業務多忙のため観察会議の頻度が2週間に1回となっているが、原則である週1回の開催を目指すことが望まれる。</p>			
Ⅲ-2-④	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか。	相50	b
<p>&lt;コメント&gt;  人員不足の中、日々多様なこどもを受け入れているが、できる限り丁寧な個別ケアを行うように努力している。一時保護解除までの目途がなかなか立てられない複雑なケースが増加しており、こどもに対して見通しを伝えることが望まれる。</p>			

Ⅲ-2-⑤ 総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか。	相51	a
<コメント> 相談課との連携は強固であり、定例会議には一時保護所課長補佐が出席している。定例会議では、一時保護所としてのアセスメントや意見を伝える場が設けられている。また、日常的に児童福祉司とかかわる機会があり、対面で情報・意見交換が行われている。		
Ⅲ-2-⑥ 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか。	相52	a
<コメント> こどもの気持ちや行動に変化が見られれば、一時保護所内で情報共有し、相談課への情報提供も適切に行っている。保護解除のタイミングや方針については、相談課が一方向的に決定するのではなく、一時保護所の意見も参考にし意見交換を行いながら取り組んでいる。		
Ⅲ-2-⑦ 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか。	相53	b
<コメント> 家族に対するこどもの気持ちや意見については、随時相談課と情報共有し、親子関係再構築の視点を持って支援を行っている。一時保護所としての意見を述べる環境は整備されているが、再構築に関する会議に出席するには至っていないため、保護所職員を含めた会議を開催することが望まれる。		
<b>Ⅲ-3 一人ひとりの特性や課題等への対応</b>		第三者評価
Ⅲ-3-① こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか。	相54	a
<コメント> 性的な問題を有するこどもを受け入れる際には、児童福祉司や児童心理司と連携し、適切なアセスメントのもとで支援が実施されるように取り組んでいる。また、性に関しては、集団と個別それぞれに対して包括的な性教育の場が設けられており、予防的視点を持って支援を行っている。		
Ⅲ-3-② 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか。	相55	b
<コメント> 相談課との連携により、他害や自傷等の可能性があるこどもを受け入れる際の情報共有は適切に行っている。他害や自傷等が起こった際には、個別援助や心理的ケア・医療的ケア等の総合的な支援を行うが、施設環境の課題から、集団と完全に切り離すことが困難な状況にある。ハード面改善のため、行政と連携してより良い環境を整備することが望まれる。		
Ⅲ-3-③ 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか。	相56	b
<コメント> 重大事件に係る触法少年を受け入れる際には、相談課と連携し、事前協議で対応の確認をした上で入所するように取り組んでいる。原則個室での対応が必要となるが、施設環境の課題から他のこどもとの完全な分離が困難であるため、設備面での工夫による改善が望まれる。		
Ⅲ-3-④ 障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか。	相57	b
<コメント> 障害のあるこどもに対して特別な対応は行っていないが、他のこどもと同じく適切な支援が行われるように配慮している。専門性をより高めるために、こどもの障害についての理解を深める研修等への参加や、敷地内にある他機関と連携した支援を行うことが望まれる。		
Ⅲ-3-⑤ 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか。	相58	a
<コメント> 医療機関との連携や看護師の配置があり、健康上配慮が必要なこどもを受け入れる際にも、適切な対応・支援が行われるように取り組んでいる。服薬がある場合には保護所職員が管理し、飲み忘れや誤薬の防止に努めている。		

Ⅲ-4 一時保護施設からの退所に向けた支援		第三者評価
Ⅲ-4-① 一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか。	相59	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護所からの退所を見据え、日常から子どもに対して応援する姿勢が取られている。また、退所後に問題が起きて、再び入所することになった場合も温かく受け入れている。突然に退所となる場合があり、退所面接ができないケースがあるため、平時から退所に備えた面接等を実施することが望まれる。</p>		
Ⅲ-4-② 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか。	相60	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>相談課との情報共有により、退所後に関わる関係機関等に対して、必要な情報提供が行われている。また、生活の場が施設や里親宅になる場合には、できる限り保護所職員がその場に同席し、直接顔を合わせて情報提供できるように取り組んでいる。</p>		

## IV 一時保護施設の管理運営

IV-1 安全管理		第三者評価
IV-1-① 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか。	相61	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>業務はマニュアルに基づいて実施している。昨年度より一時保護所内のルール変更があり、更新を進めている段階である。定期的な更新が行われていなかったため、現状に沿わない内容について係会議等で協議している。実効性を高めるために内容を明確化すること、また安全計画、業務継続計画を含めわかりやすいマニュアル作成に取り組んでいる。</p>		
IV-1-② こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか。	相62	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ヒヤリハット報告については、検証を行い改善対策までの仕組みが整っている。一時保護所の看護師を中心に、再発防止を含めて検討し適切に対応している。ヒヤリハット報告は多いほど事故やケガの防止につながるため、こどもの安全を第一に、今後も継続してヒヤリハットに注力し改善まで徹底されたい。</p>		
IV-1-③ 災害発生時の対応は明確になっているか。	相63	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>避難訓練は毎月実施しているが、振り返りや検討の場は設けられていない。建物内に共存する相談課について、実際の災害時における協力、連携体制について検討が求められる。災害時避難のリスク防止の観点から、こどもの上靴は安全に配慮したものを提供することが望まれる。関係機関との連携は相談課として取り組んでいるが、連携の詳細は保護所と共有しておくことが大切である。</p>		
IV-1-③ 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか。	相64	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>マニュアルに基づいて対応しており、感染拡大はしていない。こどもは外出機会が少ないため、職員が外部から感染源を持ち込まないように留意している。コロナ収束後は元の生活環境に戻しているが、職員は常時マスクを着用して対策を継続している。手洗いと除菌については意識の低下を懸念する声があるため、意識付けを行い励行することが求められる。</p>		
IV-1-④ 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか。	相65	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度より私物持込みの試行運用を開始し、持ち込めるものが徐々に増えている。取扱いや対応等は、職員用のマニュアルで周知している。こどもの安心への配慮として、安全性に問題ないものは受入れていく方針である。ただし、公平性の観点から、集団で過ごす場では私物の持込みを禁止している。今後は、チェックリストを活用して適切な管理や返還対応の徹底に努める考えである。</p>		
IV-2 施設運営計画		第三者評価
IV-2-① 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか。	相66	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所としての事業計画を策定しており、名古屋市の児童相談所事業概要を事業報告としてホームページで公表している。職員が年度初めに理念や基本方針、目的を確認し、職員体制や事務分掌、重点課題から具体的な取り組み等を把握するために、中央児童相談所一時保護所独自の事業計画策定に着手することを期待する。</p>		
IV-2-③ 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか。	相67	S
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>前回実施した第三者評価の自己評価項目に沿って、毎年自己評価を実施し課題の改善につなげている。自己評価から感じた点としてスーパーバイザーから助言を受けて、自己評価による改善策を明文化している。自己評価についてスーパーバイザーから文書で丁寧な助言を受けていることは、質を高めるうえで価値ある取り組みである。</p>		